

**「(仮称) 茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例 (案)」に対する
県民コメントの実施結果**

1 実施期間

平成28年10月12日(水)から平成28年11月11日(金)

2 御意見の件数

御意見を寄せていただいた方 40人

3 御意見の概要と考え方

御意見の概要	考え方
○ 飼い主のいる犬猫はもちろんのこと、野良犬猫の避妊去勢を重視することも必要ではないか。	○ 飼い主のいない猫に対する取組への支援について条例に規定しますので、効果的な支援に努めてまいります。
○ できるなら、公営の動物保護団体を作ってほしい。 ○ 保健所と警察が連動して、繁殖屋(パピーミル)の摘発やペット関連の指導をしてほしい。また、県民が犬猫を保護した場合、動物指導センターに報告しなければならないことを徹底させるべき。	○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。 ○ 動愛法違反が疑われる場合には、必要に応じて警察と連携して、動物取扱業者等への指導をしております。また、犬猫を保護した場合、動物指導センターに報告して頂けるよう周知しており、頂いた情報をホームページに公開しております。
○ 犬猫を飼うなら保護犬や保護猫も検討してもらえよう、県民に浸透させるべき。また、里親希望者が応募しても、独身者や高齢者はダメとか条件が厳しいため、少し柔軟にしてほしい。	○ 頂いた御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。なお、譲渡の条件は適正に終生飼養していただけるよう考慮したものとしております。
○ 犬や猫を家族として大切に終生飼育する重要さなどを、もっともっとうろいろなアピール方法で県民へ伝えてほしい。 ○ 収容期間が5日間と短すぎる。収容期間を長くすること、譲渡にも力を入れてほしい。また、せめてガスの窒息死ではなく、安楽死に変えてほしい。	○ 動物愛護フェア、各地域でのイベントその他の行事において啓発を行っているところですが、さらなる啓発に努めてまいります。 ○ 収容期間は最低1週間としており、譲渡適性を考慮し、適宜延長して譲渡に努めております。また、今後も収容頭数などの状況を踏まえ、収容期間の延長、より安楽な殺処分方法について検討してまいります。
○ 飼い主へ犬や猫を迷子にさせない、迷子になったら警察や保健所に連絡してくださいと教えてほしい。	○ 適正な飼養や管理の方法と共に迷子になった際の連絡等についても普及啓発に努めております。

御意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ ブリーダーやペットショップへの規制も強くしてほしい。 ○ 野良犬や野良猫を増やさないためにも避妊や去勢に力を入れてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 動物取扱業者については、既存の法令に基づいて指導等を徹底するよう努めております。 ○ 野良犬や野良猫を増やさないため、不妊去勢手術の推進に努めております。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第8条に「所有者がいない猫を新たに生じさせないための地域住民等による取組への支援を実施」とあるが、まずは増やさない努力だと思う。県から町などに、不妊手術に対しての認識と協力を仰いでいただきたい。 ○ 「餌をやるな」ではなく、地域猫としての推進をお願いしたい。やる場所・やる時間・やる餌の量など、ボランティアの指導の下、地域に促してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不妊去勢手術については、県としても普及啓発に努めております。(公社)茨城県獣医師会や一部の市町村では手術費用の助成制度を設けているところです。今後、各市町村に対して助成制度が更に拡大するよう働きかけてまいります。 ○ 飼い主のいない猫に対する取組への支援について条例に規定しますので、効果的な対策を講ずるよう努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 犬と猫の殺処分ゼロを目指すために対策を考えてほしい。犬や猫は本当にいとらしい存在。殺さないでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 殺処分ゼロを目指した効果的な施策を講ずるよう努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 収容頭数が多く場所がないのなら、預かり制度を取り入れ、すべての犬猫に生きる道を与えるべき。行政、官、民、ボランティアの連携協力を積極的に求めてほしい。 ○ 一般の有志の方による、啓蒙活動や野良犬保護やケイセツ基金として避妊去勢支援が行われているが、これは行政が率先して行うべきではないか。 ○ 悪質な繁殖業者の取り締まりを含め、机上の条例ではなく実行される条例を切望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。 ○ 不妊去勢手術については、県としても普及啓発に努めております。(公社)茨城県獣医師会や一部の市町村では手術費用の助成制度を設けているところです。今後、各市町村に対して助成制度が更に拡大するよう働きかけてまいります。 ○ 殺処分ゼロを目指した効果的な施策を講ずるよう努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 税金を殺処分のような残酷な行為のために使っている政治は変えていかなければならない。 ○ 不要なものを排除するのではなく、命を慈しみ、助けるために知恵を絞り、より良い世の中となることを切に願う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犬や猫と共に幸せに暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。 ○ 同上
<ul style="list-style-type: none"> ○ 素晴らしい条例だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受けとらせていただきます。

御意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 殺処分ゼロの背景には「引き取り屋」の存在があることを忘れないでいただきたい。 ○ 「人間と動物が共存する県」が本当に実現するなら、これから応援したいと思う。殺処分ゼロに向かって立ち上がってくれた皆様に感謝する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。 ○ 賛同の御意見として受けとらせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ とても素晴らしい動きだと思う。日本国中に模範を示す県になっていただきたいと期待する。 ○ 販売者側（譲渡者側）の違反に対する罰則がなく、販売側をけん制する内容が薄いと思える。 ○ 例えば、業者のランク付けなどをして、条例の遵守が行き届いているショップほど水準が高いという判断ができるような、いわばISOのようなものを設けると良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受けとらせていただきます。 ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。 ○ 同上
<ul style="list-style-type: none"> ○ まず民間の力だけで地区ごとに保護シェルターを起ち上げ、一匹でも多く殺処分を減らしていくこと。そして、同時進行で県民一人一人に動物の現実、命の尊さを訴えること。この二つが、ただ一つ殺処分ゼロに向けて10年越しのビジョンであると断言する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な御意見として受け取らせていただき、県民への犬や猫の命の尊さについての更なる普及啓発に努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ やるなら思い切ったことをした方がインパクトがある。また、ふるさと納税と他の箱物を造る財源を回し、一つしかないセンターを県南地域にもう一つ造る。 ○ 殺処分ゼロを実施している都道府県へ行政視察に行き、勉強してきてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。 ○ 条例の策定に当たり、神奈川県を視察しました。引き続き、先進的な取組を実施している各自治体の施策を参考としてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 犬との共生の概念で組み立てられている前文に関しては、全く異をはさむ余地のない立派な宣言と同意し、第1条の目的も異議はない。 ○ 第3条から第9条までで、県が主体として出てこないのは大賛成。あくまで支援者として県を位置付けていることに共感を覚える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受けとらせていただきます。 ○ 同上

御意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5条の販売業者に関しては、指導が必要と考える。「終生飼養不可者と思われる人には売らないように努力して」というだけでは、あまりにもザル条例と思う。新たに販売する犬に関して、全頭にマイクロチップの装着を義務づければどうか。 ○ 第9条に関し、市町村でデータベースを作り上げる指導をしていただきたい。市町村で飼養保管に関する知識の普及をするにしても、犬を飼っている人を把握していなければ、その参加者も多くなならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5条の規定に基づき適切に販売業者を指導してまいります。また、マイクロチップについては、国が導入のための議論を行っているところですので、国の動向に合わせて対応してまいります。 ○ 狂犬病予防法に基づく登録情報については、既に各市町村でデータ管理されています。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不妊手術はスピードが何より重要。できれば1年間で、それに漏れたものを含めても2年以内に全県で実施すべき。初年度に十分な予算を当ててください。 ○ まずは「雑種のメス犬の不妊手術」を最優先すべき。 ○ 第12条は最重要であり、非常に大きな希望を感じる。基金の設置についての詳細の決定を、迅速にお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。 ○ 同上 ○ 同上
<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例案の内容は、とてもありきたりな上に具体性がなく、実効性がないように思う。「努めるべき」という言葉は、実行できなくても良いということにもなる。 ○ 飼い主のペナルティーを決めるなど、1つでも厳守すべきことを決めた方が、効果が現れやすいのではないか。 ○ 保健所は率先して住民の意識の向上のため有意義な仕事をしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犬や猫と共に幸せに暮らせる社会の実現に向けて行動する決意を明確にするため、条例を制定することとしております。 ○ 規制や罰則については既存の法令に基づき対処してまいります。 ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3条第3項に関し、現在、私も含め多数の動物愛護推進員がいるが、ほとんど何もしない推進員もいる。本当に必要な推進員は動ける人、自分で考え行動する人。 ○ 第4条第2項に関し、義務である犬の登録さえできていない飼い主に、不妊去勢手術の意識を植え付けることはできない。意識の低い飼い主の犬を第三者が手術しないと、どんどん増えてまた意識の低い飼い主を生むこととなる。 ○ 第6条に関し、事実を知り、考え、行動ができる人材の育成のためにも、動物の命 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 動物愛護推進員については、各自に無理のない範囲での活動をお願いしているところですので御理解願います。 ○ 不妊去勢手術については、継続して普及啓発に取り組むことにより、飼い主の理解を得るよう努めてまいります。 ○ 小学生を対象とした「動物ふれあい教室」や中学生を対象とした「いのちの教

御意見の概要	考え方
<p>に向き合うことは、小学校低学年から取り入れてほしい。</p> <p>○ 第12条に関し、基金の設置は「努める」ではなく、「設置する」にしてください。そして実行してください。</p> <p>○ 条例は曖昧で罰則もなく、期待できない。</p>	<p>室」を開催し、次世代の意識向上の事業を実施しております。子供たちが命としっかりと向き合えるよう取り組んでまいります。</p> <p>○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>○ 犬や猫と共に幸せに暮らせる社会の実現に向けて行動する決意を明確にするため、条例を制定することとしております。</p>
<p>○ 茨城県内で生体販売をするに当たっては、専門家のアドバイスの下で定めた厳しい基準をクリアした企業に限り、営業許可をおろす。</p>	<p>○ 犬猫の生体販売業については動愛法が定める基準に基づいて適切な犬や猫の取扱いについて指導してまいります。</p>
<p>○ 茨城県は殺処分が多いので、殺処分ゼロは大賛成。</p> <p>○ 地域猫の活動は大賛成。地域猫が茨城県全域で活動開始になったら、私も住んでいる市などで協力したいと思う。</p> <p>○ すぐには大変だと思うが、4～5年くらいまでにはゼロになってほしい。犬猫が生きるために税金を使うことは大賛成。</p>	<p>○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 同上</p>
<p>○ 県が既に行っていることのいくつかを「努めなければならない」などの表現で書いているだけで、特にこれといった内容のものではないように感じる。</p> <p>○ 「それぞれの責任を明記することで、殺処分ゼロに向けて行動する決意を明確にする」ことが意義のようだが、これだけで何事か大きく変わるものにはなり得ないと思う。</p>	<p>○ 犬や猫と共に幸せに暮らせる社会の実現に向けて行動する決意を明確にするため、条例を制定することとしております。</p> <p>○ 同上</p>
<p>○ 犬猫殺処分ゼロに向けての条例は大賛成で、実現させていただきたい。</p> <p>○ 県民に多くの犬が殺処分されている事実を広めていただきたい。</p> <p>○ 何かをするにはお金がかかる。基金設置は大賛成。</p>	<p>○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。</p> <p>○ 様々な広報媒体を利用して周知に努めてまいります。</p> <p>○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。</p>

御意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例案文については、提案のとおりで賛同する。 ○ 各市町村長，市町村議員の理解が不可欠なので，本条例制定の背景や市町村独自条例の制定及び事業推進の働きかけを願う。 ○ 条文中「県は・・・」と責務などが示されており，多くは保健福祉部生活衛生課の業務と思われるが，関係部局が広く連携するよう働きかけを願う。 ○ 第4条第3項のマイクロチップの装着については，県独自の動物愛護管理推進計画に数値目標を定め，推進してもよいのではないか。 ○ 適正飼育や管理の徹底が重要なので，犬による苦情・被害防止が図れるよう，本条例と関係法令と合わせて，関係者が一体となって取り組めるよう支援を願う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。 ○ 殺処分ゼロを目指すためには，市町村の協力は不可欠と考えておりますので，事業推進等の支援に努めてまいります。 ○ 関係部局とも連携を図り，業務が円滑に遂行できるよう努めてまいります。 ○ 動物愛護管理推進計画は昨年度改定したところですので，次回の改定時に検討させていただきます。マイクロチップ装着に関しては普及啓発に努めてまいります。 ○ 殺処分ゼロを目指して，県民や関係機関が一体となって取り組めるよう支援等に努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例案が本当に徹底されたら，茨城は良くなっていくと信じる。 ○ 無責任な飼い主への教育や啓蒙，ネグレクトや虐待の取り締まり，不妊去勢手術の徹底を強く望む。ぜひ「ふるさと納税」なども活用してください。 ○ 県内に一ヶ所しかない収容施設を増やし，命を奪うのではなく命を繋ぐ施設にするために具体的な策をとっていただきたい。 ○ やむを得ず人間の都合で処分するのであれば，どうか苦痛を与えない「安楽死」をしてあげてください。 ○ 収容施設にエアコンを完備してあげてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。 ○ 適正な飼養，不妊去勢手術の徹底などについて普及啓発に努めてまいります。なお，「ふるさと納税」の活用につきましては今後の有力な検討事項とさせていただきます。 ○ 収容施設の在り方については今後の検討課題と考えております。 ○ 殺処分方法については，犬や猫の収容状況等を踏まえながらより安楽な方法を検討しております。 ○ 収容施設の在り方については今後の検討課題と考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 犬猫飼育の問題をなくすため，自治体での啓蒙活動（回覧板などで飼い方の指南，動物指導センターの現状，収容された犬の情報，迷子の情報を折り込むなど）を県から繰り返し指導していただきたい。 ○ 義務教育の段階で，子供に命について考える機会を設けてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が行う犬及び猫の愛護並びに適正な飼養及び保管に関する知識の普及啓発に関しては第9条に基づき支援にしてまいります。 ○ 小学生を対象とした「動物ふれあい教室」や中学生を対象とした「いのちの教室」を開催し，次世代の意識向上の事業

御意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生態販売業を登録・許可制にし、また、販売時にはマイクロチップと避妊去勢を済ませ、飼育適性検査をしてからの販売にすることが望ましい。 ○ 第12条に規定されている基金で、野良犬猫の避妊去勢、とりわけメスに対する避妊を急いで行ってほしい。 ○ 命を大事にできる茨城県に生まれ変わり、他県の模範になれることを期待している。 	<p>を実施しております。学校等で子供たちに命の大切さを伝えられるよう取り組んでまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売業者については動愛法において登録制度が設けられております。マイクロチップの御意見については、国が導入のための議論を行っているところですので、国の動向に合わせて対応してまいります。 ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。 ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大変素晴らしい取り組みだと思う。条例案を知ったとき、本当に嬉しく思った。 ○ 「犬猫の殺処分ゼロ」を謳う条例は全国初と聞いたが、茨城県の現状を考えると、ずうずうしいなという印象を受ける。「全国初」にとらわれず、殺処分を少しでも減らせるよう頑張っていたきたい。 ○ 小学生に保護犬を知ってもらう活動などは後にして、茨城では大人への教育が必要だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。 ○ 同上 ○ 第6条第1項で、広く県民を対象として、命の大切さを学ぶ場を設けるよう規定しました。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避妊去勢の徹底が殺処分を減らす鍵。長い目で効果的な方法を取り入れてください。 ○ 「ふるさと納税」なら犬猫のために使ってほしいという方達の支援なので、批判を恐れる必要がなくなるため、犬猫に関する予算は「ふるさと納税」を利用してほしい。 ○ 県内に犬猫を収容する施設が一カ所しかないのは異例なこと。収容スペースが足りないため、性格の良い犬猫もどんどん処分されてしまう現実がある。 ○ 殺処分は、苦痛を与えない、注射または再生可能な睡眠ガスによる安楽死に切り替えてください。 ○ 一般の人も犬が欲しければ見学に来られる収容施設にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。 ○ 「ふるさと納税」の活用につきましては今後の有力な検討事項とさせていただきます。 ○ 収容施設の在り方については今後の検討課題と考えております。 ○ 殺処分方法については、犬や猫の収容状況等を踏まえながら、より安楽な方法を検討しております。 ○ 収容施設の在り方については今後の検討課題と考えております。

御意見の概要	考え方
○ 収容施設に冷暖房を設備してください。	○ 同上
○ このような条例が立ち上がり、動物(命)に対する向き合い方、考え方が新たなものへと変わっていくことは、今の日本にとって大きな希望となるのではないかと思う。是非この条例がたくさんの命を守り、またたくさんの人たちの心を豊かにするものとなることを心から願う。 ○ この条例が本当に良い形で続いていくために、必ず知識と心のある民間の方を中に入れてください。	○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。 ○ 皆様の御意見等を参考としながら、より効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。
○ 定義が曖昧で分かりにくい、事実上の責任者がどこで誰なのか分からない、罰則規定がない、行政(保健所・愛護センター)と民間ボランティアの連携に関する内容がない、適正飼養の具体的な内容がないので条例違反が何か分からない。 ○ あくまでも大まかなガイドラインとしてはとても賛成だが、もう少しつっこんだ内容の条例にしなければ、絵に書いた餅にならないかという懸念が残った。 ○ 県の責務や関係者の責務については、より具体的に明記できないか。 ○ 第5条の販売業者については、正しい犬種に関する知識をもってそれを正しく説明し、飼育可能と思われる人のみに販売できるような方法が必要だと思う。 ○ 第6条の命の尊さを学ぶ場の設置については、犬猫愛護週間に特別なことをするだけではなく、月に一回、犬猫に関する授業を設けることなどはできないか。	○ 犬や猫と共に幸せに暮らせる社会の実現に向けて行動する決意を明確にするため、条例を制定することとしております。 ○ 同上 ○ 同上 ○ 動愛法第8条の規定により適正な飼養又は管理の方法について必要な説明をしなければならないとされています。飼育可能と思われる人へのみ販売することについては今後の参考とさせていただきます。 ○ 御意見として関係部署にお伝えしたいと考えております。
○ 本条例案が、県に対して殺処分ゼロを目指すための様々な責務を課しているのは評価すべきであるが、第3条の県の責務と	○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。

御意見の概要	考え方
<p>して、殺処分ゼロを目指すために直接的な行動をとる規定も加えるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第5条第1項で、販売業者に対し、積極的に購入者の終生飼養の可能性を調査する責務を課すべき。 ○ 第8条で、所有者のいない猫に関する規定を設けたことは高く評価できるが、所有者のいない猫を捕獲して避妊又は去勢を施して再放する活動（TNR）の重要性の普及啓発に関する規定も加えるべき。 ○ 第8条の次に、県は「生かすための施設を設ける」などの措置を講ずるよう努めるといった、県が殺処分ゼロを目指すために直接的な行動をとる責務を具現化する条文を設けるべき。また、収容した犬及び猫のうち、月齢3か月未満の幼齢獣を殺処分してはならない条文を設けるべき。 ○ 第9条に、市町村が殺処分ゼロを目的とした施設を設けるなどの施策を講ずる場合にも、県はそれに協力をするよう規定を加えるべき。 ○ 第9条の次に、災害発生時における犬猫との同伴避難が確実に実現できるような施策を講ずるための条文を設けるべき。 ○ 第12条で、県が殺処分ゼロを目指すための予算措置を講ずることとしたことは高く評価できるが、末尾の「…よう努めるものとする」という文言は削除し、毎年の予算において確実に予算化できるような条文とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同上 ○ 同上 ○ 同上 ○ 同上 ○ 同上 ○ 同上
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の取り組みは、動物愛護の後進国であるこの国にとって、やっと見えた希望だと思う。 ○ 愛護センターや愛護団体をアドバイザーとして招くなどやり方を工夫し、幼少期から小さい命を慈しむ心を道徳教育に取り込むことは不可欠だと思う。 ○ マイクロチップの装着については、まだまだ普及していないのが現状。まずは、迷子札の装着を推奨するのが、行政の今できる啓発ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。 ○ 子供たちが犬及び猫の命の尊さを学ぶ場を設けるため、学校等に対し必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行っております。 ○ 「マイクロチップ又は名札の装着」に改め、所有者明示の普及啓発に努めてまいります。

御意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人間と動物たちが支えあい共生できる社会を目指し、どうか茨城から発信してほしい。心から応援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1条の目的において、「販売業者等」とするのではなく、「動物愛護団体」という言葉も盛り込んでいただきたい。 ○ 第3条で、犬又は猫の殺処分頭数の減少に資する活動を行う人材及び団体については、「育成」だけではなく「指導」という言葉を入れていただきたい。 ○ 既存の愛護団体には、動物に対する知識のないまま運営を行っているところがある。動物愛護団体に対しても規定を設け、団体の質を上げていく必要があると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「動物愛護団体」も犬又は猫の所有者となり得ることから、第3条第1項により指導の対象となるものと考えております。 ○ 同上 ○ 同上
<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来 of 殺処分への管理方法ではない新しい仕組み作り、行政の新しい運営方法の検討、啓発活動の強化、獣医師会や個人ボランティアとの連携の更なる強化など、センターの犬猫を殺処分から生かす新しい取組を検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (公社)茨城県獣医師会を始めとする関係団体と連携のもと殺処分ゼロを目指す取組を検討してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例案については、更なる動物愛護の普及・推進に向けて大変意義の高いものになると考える。 ○ 適正飼養の啓発活動や繁殖制限措置などに対する財政支援、所有者責任を明確にするための猫の登録制度の創設、県獣医師会との連携についても条例案に盛り込んでいただければ、市町村の動物愛護対策をより一層推進できるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。 ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ パブリックコメントだけではなく、今後、実際に県庁で、関連部署、センターの方達と意見交換の機会を与えていただけないか。 ○ 犬を飼うなら放し飼いを絶対にしないことや、センターに連れて行かれた場合にどんな結末が待っているのかなど、県民に広報紙を通じて説明してほしい。 ○ 避妊、去勢を徹底的にさせる。県からも補助金を出してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。 ○ 様々な広報媒体を利用して周知に努めております。 ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。

御意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 処分する方法があまりにも残酷。また、保護してから殺処分するまでが4日間だけでは、あまりにも短すぎる。 ○ 施設がないなら、何か所か設置してほしい。資金は、ふるさと納税を活用してほしい。 ○ 飼い犬や飼い猫を収容情報に載せないで即処分というのは、どういうことか。また、一度持ち込みをした飼い主は、罰則として今後は禁止にするか、講習を受けさせてほしい。 ○ 野犬の譲渡は無理だと決めつけないでほしい。倉敷市の保健所を見習ってください。 ○ 海外では、損金算入ができるため企業からの寄付が多く集まり、シェルターが充実していて、ペットを飼うときはシェルターを訪れてお見合いができる。時間がかかるかとは思いますが、こうした取り組みを茨城県から発信できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収容期間は最低1週間としており、譲渡適性を考慮し、譲渡適性を考慮し、適宜延長して譲渡に努めております。また、今後も収容頭数などの状況を踏まえ、収容期間の延長、より安楽な殺処分方法について検討してまいります。 ○ 収容施設の在り方については今後の検討課題と考えております。また、「ふるさと納税」の活用につきましては今後の有力な検討事項とさせていただきます。 ○ 動物指導センターの公示は飼い主が迷子になった犬や猫を探すために行っているものです。また、動愛法に規定により繰り返し引取りを求める場合には、引取りを拒否できることになっております。 ○ 譲渡については、危険防止のためその犬の気性などから適性を判断して実施しております。 ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでも他の都道府県の条例を拝読させていただいたが、当条例案は概要も含め、内容が凝縮され分かりやすい。 ○ あとは具体策の明記が整えば、県民もより納得するような条例に仕上がるのではと感じました。 ○ この条例が確実に実行・継続されることを強く願う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。 ○ 犬や猫と共に幸せに暮らせる社会の実現に向けて行動する決意を明確にするため、条例を制定することとしております。 ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。
<p><第4条「犬又は猫の所有者の責務」について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飼い主教育の徹底を求める。犬の登録を義務とっていない県民に対し、狂犬病予防法の周知徹底が必要かと思う。 ○ 飼い猫の登録制度、不妊・去勢手術、マ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3条の規定に基づき適正飼育について飼い主への普及啓発に努めてまいります。 ○ 貴重な御意見として今後の参考とさ

御意見の概要	考え方
<p>マイクロチップも合わせて条例に入れていただきたい。</p> <p><第3条第2項「県の責務」について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物の管理の方法に関する基準について、実効性を確保するため、条例案に具体的な数値が必要である。 ○ 基準に違反する動物取扱業者に対し、登録の取り消しが容易にできる積極的措置を条例に求める。 ○ 動物虐待や悪質業者への指導・勧告に関し、動物愛護担当職員に強制力を持たせた機能強化を条例に求める。 ○ 販売業者に対する具体的な指導方法（頻度）、指導にかける人員の確保、指導→勧告→命令→罰則までの実現性について、条例に盛り込んでいただきたい。 ○ 条例制定後、いかに条例内容を活用できるか、条例に実効性を持たせるか、その部分が明確でないと、条例を制定する意義がない。 	<p>させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同上 ○ 同上 ○ 同上 ○ 同上 ○ 同上
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護（レスキュー）ありきのゼロを目指すのでは、到底殺処分ゼロは達成できない。放棄ゼロにしなければいけない。 ○ 茨城のセンター収容をなくすには、まず飼い主の意識を変えていく必要がある。飼い主への教育・啓発が必須であり、安易に飼わせない、ネグレクトになる可能性があるほどの多頭飼いは認めないなど、もっと飼い主への規制が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 終生飼養の普及啓発に努めてまいります。 ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本条例案については、何らの異議を唱えるものではない。 ○ 第1条については、茨城県として殺処分ゼロを目指すことは、目標を明確にすることも有意義なことだと賛同する。 ○ 第3条については、団体の育成について賛同する。結果として、動物所有者（飼育者）に対する意識の向上啓発に寄与するものとして賛同する。 ○ 第4条については、マイクロチップの義務化について賛同する。これにより、所有者不明の犬や猫が大幅に減少し、目標の殺 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。 ○ 同上 ○ 同上 ○ 同上

御意見の概要	考え方
<p>処分減少に必ずつながるものと確信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第6条については、第3条に規定される団体などの育成が進むことにより、効率的な教育現場での協力が得られるものとして賛同する。 ○ 第7条については、現在、県動物指導センターが主となり各地で行われている愛護週間活動において、第3条の団体育成が進むことにより、愛護週間にとらわれることなく随時、県民意識を高める活動が行われていくものとする。 ○ 第8条については、TNRの「R」だけが先行しないようにご留意いただけたら幸いである。地域によって異なる考え方や環境があるかと思うので、細則にて地域協定の構成概要を定めていただけることを期待する。 ○ 第9条については、非常に有益な条文に賛同する。 ○ 第10条については、法第39条を基軸とした協議会の設置について賛同する。 ○ 第11条については、条例を尊重した動物愛護推進計画策定について賛同する。なお、動物愛護推進計画を尊重した条例策定には賛成できない。 ○ 第12条については、基金創設について賛同する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同上 ○ 同上 ○ 同上 ○ 同上 ○ 同上 ○ 同上 ○ 同上
<ul style="list-style-type: none"> ○ 望まれない命を、不幸な目にあわせる命をつくらないためにも、避妊去勢を徹底してほしい。 ○ 犬猫に税金を使うと苦情を言う人がいる。文句を言われることのない「ふるさと納税」を利用して、避妊去勢の費用に充ててほしい。 ○ 県内に犬猫を収容する施設が一カ所しかなく、収容スペースが足りないため、性格の良い犬猫も、一定期間を過ぎたらどんどん処分されてしまう。収容施設を増やしてください。 ○ 人間の都合で処分されている犬猫に苦痛を与えることは虐待に当たり、愛護法違 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不妊去勢手術の普及啓発に努めてまいります。 ○ 「ふるさと納税」の活用につきましては今後の有力な検討事項とさせていただきます。 ○ 収容施設の在り方については今後の検討課題と考えております。 ○ 殺処分方法については、犬や猫の収容状況等を踏まえながらより安楽な方法

御意見の概要	考え方
<p>反になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 殺処分は、苦痛を与えない、注射または睡眠ガスに変えてください。せめて苦しい思いはさせないでください。 ○ 一般の人も犬が欲しければ見学に来られる収容施設にしてください。 ○ 収容施設に冷暖房を設備してください。 	<p>の導入を検討しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同上 ○ 収容施設の在り方については今後の検討課題と考えております。 ○ 同上
<ul style="list-style-type: none"> ○ 収容されている犬の95%は雑種であり、ペットショップ出身ではない。雑種の蛇口は、避妊去勢の徹底である。 ○ 犬猫に税金を使うと苦情を言う人がいる。文句を言われることのない「ふるさと納税」を利用して、避妊去勢の費用に充ててほしい。 ○ 狂犬病ワクチンの集団接種で、マイクロチップを挿入してほしい。 ○ 県内に犬猫を収容する施設が一カ所しかなく、収容スペースが足りないため、性格の良い犬猫も、どんどん処分されてしまう。収容施設を増やしてください。 ○ 人間の都合で処分されている犬猫に苦痛を与えることは虐待に当たり、愛護法違反になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不妊去勢手術の普及啓発に努めてまいります。 ○ 「ふるさと納税」の活用につきましては今後の有力な検討事項とさせていただきます。 ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。 ○ 収容施設の在り方については今後の検討課題と考えております。 ○ 殺処分方法については、犬や猫の収容状況等を踏まえながらより安楽な方法の導入を検討しております。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯飼育の誓約書の徹底、マイクロチップなどの義務化、スタッフの地域教育により、犬猫を簡単に飼えないようにしてほしい。 ○ 動物愛護センターを名前どおりのセンターに変え、もっと一般の県民が立ち寄れる場所にすべき。いつでも職員同行のもと、犬猫舎で家族にしたい仔を見つける立ち寄りができるようにしてほしい。 ○ 県民の意識を高めてほしい。犬猫が私たち人間と変わらない大切な命であることなどを子供のうちから根付かせるためには、小中学校教育での啓発授業を定期的に必須とするべき。 ○ 一時預りの警察署の設備を整えてほしい。飼い主不明の保護動物は、拾得物として警察に届けられることが多いが、屋外であつたり、怪我をそのままにされたりして 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。 ○ 収容施設の在り方については今後の検討課題と考えております。 ○ 子供たちが犬及び猫の命の尊さを学ぶ場を設けるため、学校等に対し必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行ってまいります。 ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。

御意見の概要	考え方
は助かる命も助からない。	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県議会でこのような条例を制定していくことは、広く県民に対しての意識向上であったり、殺処分ゼロを目指す活動をされている方々には、大きな勇気を与えるものになると思う。 ○ 啓蒙活動や周知活動だけでなく、犬猫を飼い始めるにあたって、ある程度のコスト負担をお願いするなど、実効性のある施策も今後は必要になってくると考える。 ○ まずは、県議会において本条例が議決されることを強く願う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。 ○ 貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。 ○ 賛同の御意見として受け取らせていただきます。